# 大阪府立大学基金

遺贈・相続財産による寄附制度について

### 〈遺贈によるご寄附をお考えの方へ〉

大阪府立大学では、資産の遺贈(遺言により人や団体に遺言者の財算を無償で譲ること)をお考えの方に、 その手続きの便宜をお図りするため信託銀行と協定を結んでおります。煩雑な遺言に関する手続きを協 定信託銀行が代行いたします。お気軽にご相談ください。

### 〈遺贈によるご寄附手続きの流れ〉

遺贈によるご寄附手続きの流れ〉		
遺贈をお考えの方	卒業生、教職員、篤志家の方など、本学へ遺贈によるご寄附をお考えの方	
	大阪府立大学基金事務局までご連絡ください	
大阪府立大学	基金事務局で内容をお聞きさせていただいたうえ、ご希望があれば、協定	
	信託銀行を紹介させていただきます。	
	◆大学の窓口 大阪府立大学基金事務局 TEL:072-254-7620	
	◆協定信託銀行 りそな銀行	
<b>₩</b>		
信託銀行	遺贈を含む遺言書作成に関する受付・ご相談(相談料は無料です)	
	※一部地域ではご対応できない場合がありますので、ご了承ください。	
	※遺言書作成・保管・執行については信託銀行所定の手数料・報酬が必要となります。	
<b>₩</b>		
遺贈希望者·信託銀行	遺言書の作成	
	※信託銀行の「遺言信託」を利用して遺言書を作成します。	
<b>₽</b>		
信託銀行	遺言書の保管・管理	
信託銀行	遺言の執行	
	※ご逝去の連絡を受けた信託銀行は、遺言内容の執行業務を行います。	
<b>→</b>		
信託銀行	相続人への遺産相続及び大阪府立大学へのご寄附	
	※遺贈者のご遺志に従い、相続人等への遺産相続及び本学への寄附を行います。	
<b>▽</b>		
大阪府立大学	遺贈財産(ご寄附)の受け入れ	
	※大阪府立大学基金として、大学の教育研究・学生支援などに大切に活用させていた	
	だきます。	

### 〈財産の相続又は遺贈を受けた方へ〉

相続又は遺贈によって財産を取得されました方が、相続税の申告期限(通常は、被相続人が亡くなったことを知った日から 10 ヶ月以内)までに、当該相続等により取得されました財産を大阪府立大学にご寄附いただいた場合には、その方の相続税が非課税となる措置があります。お気軽にご相談ください。

#### 〈非課税申請手続きの流れ〉

〈非謀祝申請手続さの流れ〉		
ご遺族の方	ご寄附の経緯、大阪府立大学とのご関係、ご逝去日を書面でお知らせくださ	
	い。	
大阪府立大学	◆大学の窓口 大阪府立大学基金事務局 TEL:072-254-7620	
	相続税(非課税)申告に必要な書類の送付	
	※大学から、「寄附金の領収書」等をお送りします。	
<b>▽</b>		
ご遺族の方	相続税(非課税)申告	
	提出期限までに手続きをお願いします。	
	※相続税申告書の提出期限:被相続人が死亡したことを知った日の翌日から 10 ヶ月	
	以内	

## 【お問い合わせ先】

大阪府立大学基金事務局

〒599-8351 堺市中区学園町1番1号 TEL 072-254-7620 FAX 072-254-9129